

令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯に対する 臨時特別給付金（7万円/1世帯）のご案内

令和5年度東かがわ市住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金は、住民税非課税世帯を支援するための給付金です。

給付金の支給額

1世帯あたり 7万円 ※1回限り

支給対象世帯

令和5年12月1日時点において東かがわ市に住民登録があり、かつ、世帯全員が令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯
※住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみで構成される世帯を除く

申請の有無 ※世帯の状況により異なります

① 前回の令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（3万円）を受給した世帯であり、かつ、本給付金の支給対象となる世帯
※一部を除く



給付金の支給のお知らせが届きます

詳しくは裏面「I」へ

② 前回の令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（3万円）を受給していない世帯または世帯員の状況が変わった世帯や令和5年1月2日以降に東かがわ市へ転入など支給要件の確認が必要な世帯



確認書が届きます（要返送）

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(3万円)を受給した世帯であり、かつ、本給付金の支給対象となる世帯 ※一部を除く

- 給付金の支給のお知らせが届きます。
- 振込先口座等に変更がなければ、**手続きは必要ありません。**
- 振込先口座の変更を希望する場合は、口座変更手続きが必要となりますのでご連絡ください。



II 令和5年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(3万円)を受給していない世帯または世帯員の状況が変わった世帯や令和5年1月2日以降に東かがわ市へ転入など支給要件の確認が必要な世帯

- 令和5年12月中旬以降に確認書(封筒)が届きます。
- 中身を確認して、市に**返信してください。**

【確認事項】

- ① 給付金の振込先口座等
- ② 住民税均等割が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと
※他の親族の扶養とは、税法上の扶養に取られていること。扶養を受けていることが分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。
- ③ 世帯の中に、住民税課税となる所得があるのに未申告であるものはないこと
- ④ 他市で同様の給付金を受けていないこと

※ 令和5年1月2日以降に転入された方については申請が必要な場合があります。



III 配偶者や親族からの暴力(DV)等を理由に非難されている方

住民票を移すことのできない場合や、DV被害者の扶養に入っている場合でも、令和5年12月1日時点で東かがわ市内に避難中で、かつ、令和5年度の住民税均等割が非課税と認められる場合は、給付の対象となる場合があります。詳しくは下記連絡先までご連絡ください。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

東かがわ市役所市民部福祉課臨時特別給付金担当



0879-26-1228

受付時間 8:30~17:15 (平日のみ)